

令和3（2021）年度

事業計画書

社会福祉法人 邦友会

児童心理治療施設

那須こどもの家

目 次

1. 施設運営方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 重点事業計画（事業概要・目標）	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 業務執行体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 年間事業計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1. 施設運営方針

子どもを支援するにあたっては、職員全員が共通の理念（目的）を理解した上で、個々の子どもに対し、一貫した支援を提供することが大切である。このため、「那須こどもの家」は、次のような理念と支援方針を掲げ、職員がこれを共有し、子どもの支援を行うこととする。

(1) 運営理念

「互いを尊重し、共に育つ」

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを入所させ、社会生活に適応するために必要な心理治療や生活指導等を行う児童福祉施設（社会的養護関係施設）である。

入所前の子どもを取り巻いている環境は、虐待・暴力・貧困・いじめなどに晒された状態にある場合が多い。そういった環境で育つ子どもは、社会生活に適応するために必要な「自信」「自尊感情」や「安心感」「帰属意識」「貢献感」が不全な状態にあることが多く見られる。これらの感情や意識を発達させるために最も重要なことは、「子どもが尊重（respect）されること」であると考えられる。

那須こどもの家には、上述のような子どもたちが集まり、共同生活を送ることになるが、職員は、最大限に子どもを尊重しながら支援をしていく。しかし、共同生活であるため、子ども同士の関係性からトラブルが生じることもある。こういったトラブルを職員の援けを借りながら、子どもたち自身が調整して、より良い共同体（コミュニティ）を作っていくようにする。そのために必要なことは、子ども同士も互いを尊重することである。そして、社会生活に適応することは、相手を尊重するというルールを守ることでもあるので、子どもの中に大人である職員を尊重する気持ちが芽生えてくることが大切である。

以上のように「互いを尊重する」ということは、職員が子どもを、子どもが子どもを、子どもが職員を、職員が職員を尊重することを意味する。互いを尊重して共同体を作っていくことで、自然と子どもたちが共に育っていく。同時に職員もたくさんのかたちを子どもたちから学び教えられるので、支援技術や専門性が向上し、育つことになる。

※ 那須こどもの家の理念は、同じグループの国際医療福祉大学の理念「共に生きる社会の実現」ともリンクしている。

(2) 支援方針

「暴力のない安全で安心できる生活」「一人ひとりが力を発揮できる生活」

子どもの心に「自信」や「自尊感情」が生まれるためには、職員が管理的にならずに一人ひとりの子どもを受容し、理解し、関係性を深めることが大切である。しかし、最初は、たとえ管理的になってしまったとしても、暴力や暴言を断固として否定していかなければならない。暴力的な要因がある共同体では、互いの尊重や共に育つことが阻害されてしまうからである。だからこそ、暴力が否定される「文化」を共同体の中に作り上げることが最も優先的な課題となる。そのために必要なことは、まず職員同士が良いチーム関係を形成することだが、このチームに子どもたちも包括して、職員と子どもが一緒になって共同体を創り出していくことである。

この共同体での生活の中に暴力を否定する「文化」が出来上がれば、子どもは、自分たちの共同体を安全と感じ「安心感」を持つことになる。そして、共同体に「帰属意識」や「貢献感」を持つように支援していくことが重要となっていく。「帰属意識」や「貢献感」は、子ども一人ひとりが持っている力（strength）を引き出す原動力となる。共同体に対して自分の力を発揮することにより、受容され、理解され、関係性を深めることで子どもの心に生まれた「自信」や「自尊感情」が大きく育っていくことになる。

2. 重点事業計画（事業概要・目標）

（1）事業概要

施設名称	児童心理治療施設 那須こどもの家		
施設の所在地	栃木県大田原市北金丸2600番地11		
施設許可年月日	平成22年3月31日		
事業開始年月日	平成22年4月1日		
設置・経営主体	社会福祉法人 邦友会		
事業	児童心理治療施設	定員	35名
	児童心理治療通所事業	定員	10名
施設の内容	敷地面積 2,948.12 m ²		
	【治療棟】		
	建物面積	1階	500.50 m ²
		2階	500.50 m ²
		3階	360.36 m ²
		計	1,361.36 m ²
	構造	鉄骨造陸屋根3階建	
	居室		
	区分	2階フロア (男子)	3階フロア (女子)
	一人部屋	2室(2人)	3室(3人)
	二人部屋	9室(18人)	6室(12人)
	計	11室(20人)	9室(15人)

（2）重点事業計画

事業計画	実施施策	実施項目
子ども集団の安定性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 暴力、暴言、設備破壊防止の徹底 生活環境の整備及び改善 組織的支援の実施 	①暴力を否定する雰囲気、文化作り ②壁や建具の修理、改装 ③持ち物の整理整頓 ④居住空間の美化 ⑤担当制の廃止、チーム制の推進
子どもの主体性の推進	<ul style="list-style-type: none"> 相互が良い影響を受ける集団作り 子ども会の活性化 	⑥心地よい生活実現のためのルール作り ⑦職員間の良いチームワーク作り ⑧ルールや催しに子どもの意見を採用
職員の資質、専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得の推奨 施設内研修の充実 カンファレンスや会議の活性化 形式的ではない児童自立支援計画の策定 	⑨心理職は臨床心理士、公認心理士を取得 ⑩児童指導員は社会福祉士、精神保健福祉士を取得 ⑪研修体系の策定 ⑫会議参加者全員が意見を出せる仕組み作り

		⑬ケースリーダーによる形式的ではない児童自立支援計画の策定
関係機関や地域との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所との関係の強化 ・国際医療福祉大学資源の活用 ・分校、本校との連携の強化 	⑭児童相談所のニーズや要望の調査 ⑮児童相談所援助指針提出の徹底と児童自立支援計画に基づく支援の重視 ⑯大学教員との連携 ⑰大学生ボランティアの受け入れ ⑱金丸小学校本校への交流学习の活発化
施設運営の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・那須こどもの家あり方検討会の開催 ・第三者評価指摘事項の改善 	⑲那須こどもの家あり方検討会の開催 ⑳中・長期計画の策定 ㉑性教育のプログラム化 ㉒公益的事業や活動の取組

(3) 実施項目の内容

①暴力を否定する雰囲気、文化作り

暴力、暴言、設備破壊については、子どもの特性上不可避な場合もあるが、他の子どもの行動からの誤学習もあるので、そういった行為を抑制する「フロアの文化」を醸成していく。

②壁や建具の修理、改装

ケリングの「割れ窓理論」で示されるように壊れている個所をそのまま放置しておく、「壊しても良い」という空気が作り出されてしまうので、壊れている個所の修理、改装を行う。

③持ち物の整理整頓

持ち物の整理整頓は、養育上、必要であるので、工夫をして習慣づくようにする。

④居住空間の美化

居室のレイアウトやベッドメイキングを子どもが主体的に取り組めるようにする。

⑤担当制の廃止、チーム制の推進

フロア職員が丸となりチームとして、子ども一人ひとりを丁寧に支援していくことで、子どものニーズに応え、集団の安定にもつながることになる。

⑥心地よい生活実現のためのルール作り

ルールは本来、子どもが心地よい生活を送るためのものであるという意味を伝えながら、現在の施設での子どもが守るべきルールの改定、整理を行う。

⑦職員間の良いチームワーク作り

子ども間の関係は、職員間の関係に影響されることを考え、職員間に信頼関係に基づくチームワークを作り上げることで、子ども集団も良いものとしていく。

⑧ルールや催しに子どもの意見を採用

職員が子どもに対してルールを課している、子どものために行事を開催しているという職員主導の決定はなく、子どもが主体となり、ルールや催しを決定していく場面を増やしていく。

⑨心理職員は、臨床心理士資格、公認心理士資格を取得

心理職員は、臨床心理士と公認心理士の資格を両方取得することを励行する。

⑩児童指導員は、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格を取得

児童指導員、保育士は、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格取得を励行する。

⑪研修体系の策定

off-JTの参加計画を再度策定し直し、新人のOJTを計画案（プリセプター制度と重複しない内容で策定）を作り実践する。

⑫会議参加者全員が意見を出せる仕組み作り

ファシリテーターの働きかけとして要領に記載しておく。普段の情報交換や会議の場面から参加者全員が意見を出せる雰囲気を作り出す。

⑬ケースリーダーによる形式的ではない児童自立支援計画の策定

従来の児童自立支援計画策定の内容や手順を刷新する。担当制を廃止し、ケースリーダーが4～5人の子どものケースを受け持ち、自立支援計画策定を行うが、策定した計画については、全職員が把握し、フロアの職員全員で子ども一人ひとりを支援するチーム制に切り替えて行く。

⑭児童相談所のニーズや要望の調査

11月開催の関係機関連絡会議、適宜開催するケースカンファレンス、巡回相談等において、入所の可能性がある子どもの実態把握を行う。

⑮児童相談所援助指針提出の徹底と児童自立支援計画に基づく支援の重視

児童自立支援計画策定の方法や様式等を変更し、実効性のある計画としていく。入所時に児童相談所援助指針を必ず受け取り、それを元に自立支援計画を策定する。

⑯大学教員との連携

当施設を研究フィールドとして利用してもらうことや、職員を協働研究者としてもらうことで、職員の専門性向上に繋げる。

⑰大学生ボランティアの受け入れ

新人職員リクルートも念頭に置いた大学生ボランティアの受け入れを推進していく。

⑱金丸小学校本校への交流学习の活発化

退所予定児童は、普通学校への通学に慣れるために交流学习の回数を増やしていく。

⑲那須こどもの家あり方検討会の開催

こども政策課、各児童相談所、教育委員会、分校、医師、大学教員、当施設職員で構成された那須こどもの家あり方検討会を開催し、検討後に報告書を作成する。

⑳中・長期計画の策定

那須こどもの家あり方検討会の報告書を元に中・長期計画を策定する。

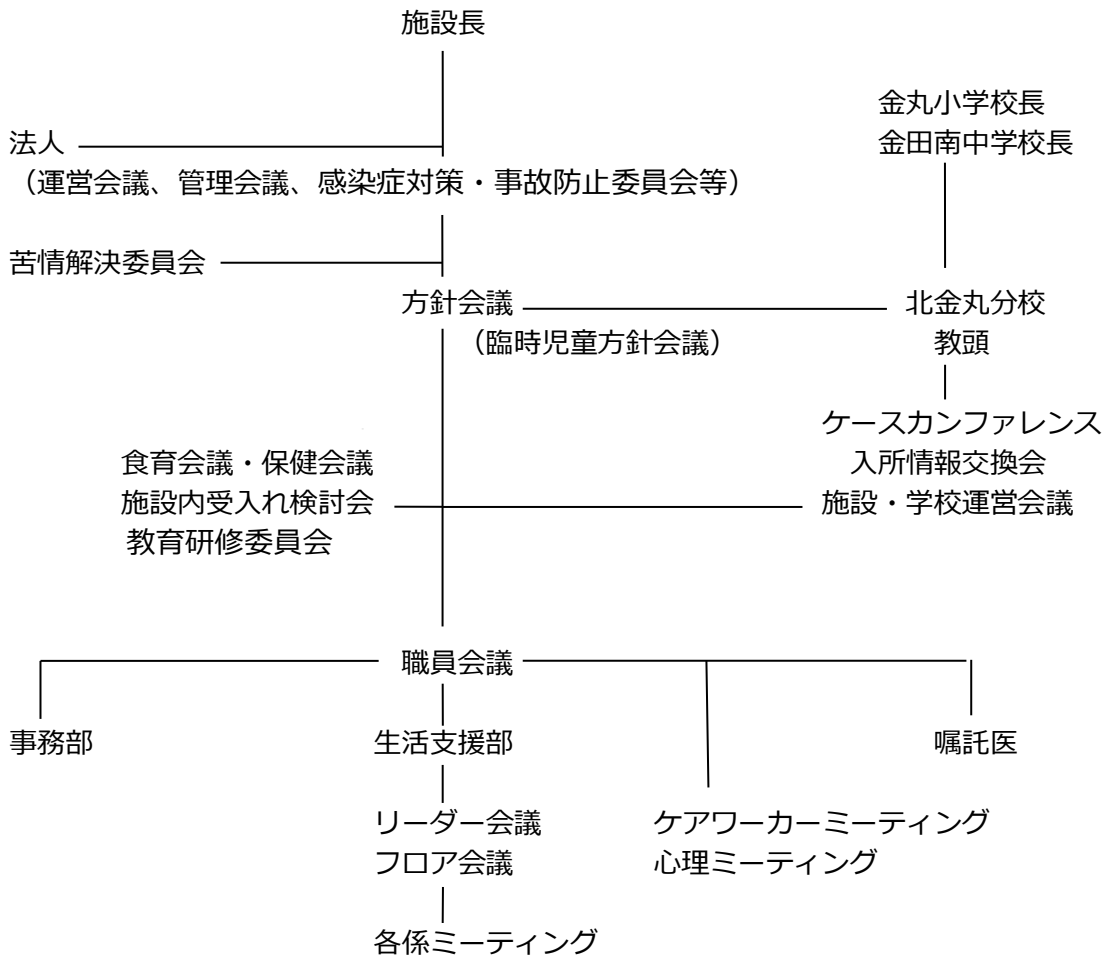
㉑性教育のプログラム化

先進施設の事例を収集し、性教育に関するプログラムを作成し、実施してみる。

㉒公益的事業や活動の取組

子どもたちに可能なボランティア活動を実施する。コロナウイルス感染症対策を強化しつつ、市民団体等の学習会、視察を積極的に受け入れる。

3. 業務執行体制



ケースカンファレンス係、食育係、保健係、
 研修・勉強会係、物品注文係
 遊具係、図書係、写真係
 生活支援部書類管理係、タイムズ発行係
 心理関連用具係、心理関連書籍係、
 行事予定表作成係、ボランティア係
 統計資料・調査係、写真係 MT
 遊具管理係 MT、実習生係
 回覧係、寄付品係、勤務表作成係
 記録の管理・保管係
 課外活動係、親睦会係

会議名	構成	開催数	内容
運営会議	各施設管理職・生活支援部・法人事務部・医師・医局等	月1回 (第4週) 17:00~17:30	施設運営の把握と運営の検討
管理会議	各施設管理職・生活支援部・法人事務部・医師・医局等	毎週金曜日 9:00~9:30	法人・施設運営の検討と推進
職員会議	全職員	月1回 (第1木曜)	連絡・決定事項の共有と課題の協議(その後、職員研修)
施設・学校運営会議	施設長・主任・生活支援部・教育委員会・分校各教頭及び各主任	月1回 (第3水曜)	施設・学校の情報の共有と運営課題の検討
ケースカンファレンス	施設長・生活支援部 学校教諭・関係機関	入所1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、以降6ヶ月毎 のカンファレンス等	入所児童の自立支援計画の検討(課題抽出と役割分担を目的とした協議)
リーダー会議	施設長・主任・副主任	月2回 (第1・3木曜)	生活支援部の方針、フロア間課題の調整と協議
フロア会議	施設長・主任・各フロア職員	各フロア月2回	フロア内の課題協議と児童の支援指針の共有
食育会議	施設長・職員担当職員・栄養課	月1回 (第1木曜)	食育の向上のための協議
保健会議	施設長・副主任・看護師・分校養護教諭	月1回 (第1木曜)	児童の体調の管理、服薬等の管理、看護と生活の連携の協議
防災委員会	各施設管理職、生活支援部・法人事務部	月1回 (第3木曜)	防火管理と対策の推進
苦情解決委員会	苦情解決委員、責任者、受付担当者	随時	苦情の受付と解決策の検討
感染症対策・事故防止委員会	各施設管理職・生活支援部・事務部	月1回	感染症対策・事故防止の報告と防止策の協議と検討
教育研修委員会	各施設管理職・生活支援部	月1回	職員研修の管理・運営

4. 年間事業計画

① 年間行事計画

月	こどもの家での行事	分校での行事
4	・公園外出	・始業式 ・入学式
5	・端午の節句 ・自然館施設外出 ・昼食外食	・体験学習（神社まで歩こう）
6	・ハイキング	・全校遠足 ・ブルーベリー狩り ・本校プール
7	・七夕 ・法人夏祭り ・水鉄砲大会 ・映画観賞会 ・こどもの家夏祭り ・市民プール外出 ・かき氷作り	・老人ホーム七夕訪問 ・本校プール
8	・映画鑑賞 ・水鉄砲遊び ・かき氷作り ・国際医療福祉大学キッズスクール ・夏宿泊イベント ・市民プール外出	・全校集会
9	・ハイキング	・敬老の日老人ホーム慰問 ・体験学習 修学旅行
10	・ウォークラリー ・招待行事 ・市民プール外出 ・秋外出イベント ・昼食外食 ・大学祭見学	・運動会 ・前期終業式 ・後期始業式 ・校外体験学習
11	・近隣マラソン大会参加 ・観劇（クリスマスチャリティ） ・ボウリング会 ・近隣マラソン大会	・おにぎり作ろう ・体験学習 ・金田地区文化祭作品展示
12	・クリスマス会 ・映画観賞会	・老人ホームクリスマス訪問 ・全校集会
1	・初詣 ・映画鑑賞 ・凧あげ ・スケート外出	・全校集会 ・トンボ団子作り
2	・節分	・立志式 ・校外学習
3	・ひな祭り ・退所、進級を祝う会 ・昼食外食	・卒業生を祝う会 ・分校卒業式 ・修了式
随時	・誕生会 ・食事作り ・図書館外出 ・調理実習 ・ゲーム大会 ・買物外出	
毎月	・避難訓練	

② 入所計画

		入所児童数			通所児童数			備 考
		小学生	中学生	計	小学生	中学生	計	
平成 22 年度	上期	4	2	6	0	0	0	開設時：小学生 2 名・中学生 1 名
	下期	10	4	14	2	0	2	
平成 23 年度	上期	16	6	22	2	1	3	
	下期	19	8	27	3	2	5	
平成 24 年度	上期	17	6	23	3	3	6	
	下期	19	8	27	4	3	7	
平成 25 年度	上期	13	12	25	2	2	4	
	下期	14	13	27	4	3	7	
平成 26 年度	上期	13	10	23	2	2	4	
	下期	15	11	26	3	2	5	
平成 27 年度	上期	13	10	23	2	2	4	
	下期	15	11	26	3	2	5	
平成 28 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
平成 29 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
平成 30 年度	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	8	28	3	2	5	
2019 年度 (令和元年度)	上期	16	7	23	2	2	4	
	下期	20	9	29	3	2	5	
2020 年度 (令和 2 年度)	上期	11	13	24	1	1	2	
	下期	15	14	29	1	1	2	
2021 年度 (令和 3 年度)	上期	14	10	24	1	1	2	
	下期	16	12	28	1	1	2	

③ 栄養課計画

(1) 献立の作成

栄養士が作成、発注を行っている。作成するにあたって、入所児童に対して季節感のある食事を提供できるよう献立作成を心掛ける。

【留意点】

- (ア) 食品構成に沿ったものであること。
- (イ) 入所児童の実情に適応した献立であること。
- (ウ) 毎日の食事に変化を与えるような献立であること。

以上の留意点を踏まえ、季節ごとに行事食を提供し、その季節にあるイベントに合った彩りよい献立を作成するよう心掛けている。また、入所児童の誕生日には好きなメニューとケーキを提供する。

(2) 配膳

調理終了後、短時間で配膳をし、調理の温度や味を損なわないように、冷温蔵配膳車による適温の食事を提供する。

(3) 行事食

月	行事内容	献立
4月	入学式	赤飯
5月	こどもの日	オムライス・柏餅
7月	七夕	そうめん・星のコロッケ
	土用の丑	うなぎ
8月	釜の蓋	炭酸まんじゅう
	終戦記念日	すいとん
9月	秋分の日	おはぎ
	十五夜	月見料理（ススキ等飾り、団子を作る）
10月	十三夜	月見料理（ススキ等飾り、団子を作る）
	ハロウィーン	南瓜のケーキ
11月	七五三	赤飯
12月	冬至	南瓜の煮付・ゆず
	クリスマス	ローストチキン・ケーキ
	大晦日	年越しそば
1月	元旦	おせち料理・お菓子・お菓子
	三日とろろ	とろろ芋
	七草	七草粥
2月	節分	太巻き・いわし
	初午	しもつかれ
	バレンタインデー	ハンバーグ・ハートのコロッケ・チョコレート菓子
3月	ひなまつり	ちらし寿司・ひなあられ
	ホワイトデー	マドレーヌ・マシュマロ
	春分の日	おはぎ
	卒業式	赤飯

* 入所児の誕生日に好きなメニューとケーキを出す。